### 川口市明日の農業担い手育成塾運営に関する要領

# (目的)

第1条 この要領は、川口市明日の農業担い手育成塾設置要綱第7 条の規定に基づき、川口市明日の農業担い手育成塾(以下「塾」 という。)の運営に必要な事項を定める。

### (塾生の範囲)

- 第2条 塾が塾生として受け入れる対象者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
  - (1) 市内の農地を活用し、新たに農業経営を始めることに意欲があること。
  - (2) 市内に在住していること。(研修中及び研修後)
  - (3)地域の人々と協調して、できる限り地域活動に参画し、地域からの信頼を得ることができる者。
  - (4)農業大学校等の卒業者又は農家への1年程度の研修等の農業 技術を有していること。
  - (5) 塾生の認定申請時における年齢が、満18歳以上65歳未満であること。
  - (6) 普通自動車第一種運転免許を取得していること。
  - (7) 川口市暴力団排除条例(平成24年条例第52号)第2条に 規定する暴力団、暴力団員等その他反社会的な団体関係者で ないこと。
  - (8) その他必要と認める要件については、適宜、塾長が定めることとする。

# (塾生への支援)

- 第3条 塾生への支援は次のとおりとする。
  - (1) 研修用農地の確保 塾は、塾生が栽培技術や経営手法を実地に習得するための、 研修用農地を確保する。
  - (2) 研修指導員の設置 塾は、栽培技術等の支援を受けるため、研修指導員を設置す る。
  - (3) 塾構成員の巡回による指導

塾は、塾生に対し巡回指導を行い、必要に応じた助言を行う。 また、塾生の就農が円滑に行えるよう関係機関等と随時連絡 調整を行うものとする。

### (研修指導員)

- 第4条 塾は研修の受け入れを決定したときは、農業者等から研修 指導員を選定及び決定する。
- 2 研修指導員の役割は次のとおりとする。
  - (1)塾生が、農業の担い手として2年間の研修で就農できるよう、 指導に当たる。
- (2) 塾生の習熟度を見極め、研修機関の見直しや就農の可否に関する情報を提供する。
- (3) 塾生が経営を開始するにあたり、経営の早期安定が図られるよう助言する。
- 3 研修指導員の責務は次のとおりとする。
- (1) 塾生の栽培技術や販売先の紹介及び生産組織の加入等の相談に応じて助言する。
- (2) 塾生の農作物の出荷・販売に関する実践研修の実施。
- (3) 塾生の農業機械等の操作・保守点検等に関する実践研修の実施。
- (4) 塾生に係る塾との連絡及び調整。
- (5) その他実践研修に必要な事項。
- 4 研修期間中に研修指導員が支援を取り止める場合、塾は研修指導員の意見を参考にし、塾生の習熟度や要望を参考に新たな研修 指導員を選定するよう努める。
- 5 塾は研修指導員に対し活動謝金を支給するものとし、その額は 毎年度予算の範囲内で、塾長が別に定める。

塾生が期間の途中で支援を辞退した場合、又は、研修指導員が期間の途中で支援を辞めた場合は、年間謝金を月割りにし、千円未満の端数がある場合はそれを切り捨てた金額を支給する。

#### (研修期間)

第5条 塾生の研修期間は、2年間とする。なお、塾生は、研修期間中に就農農地の確保ができた場合、研修期間中であっても就農 農地へ移動できることとし、そこで残期間の研修を継続して行え るものとする。

# (塾生に関する審査)

第6条 塾生の認定・取消・修了に関する審査は、塾の構成員により実施する。

# (塾生の認定の申請)

第7条 塾生の認定を希望する者は、川口市明日の農業担い手育成 塾入塾申込書(様式第1号)及び履歴書を塾長に提出する。

# (塾生の認定)

- 第8条 塾長は、前条の申請があった場合は、第6条の審査を経て、 塾生の認定の可否を決定する。
- 2 塾長は、前項の決定をした場合は、川口市明日の農業担い手育成塾塾生認定結果通知書(様式第2号)により、当該申請をした者に通知する。

### (誓約書の提出)

第9条 前条第2項の規定により塾生の認定を通知された者は、速 やかに川口市明日の農業担い手育成塾塾生誓約書(様式第3号) を塾長に提出する。

# (辞退・退塾の手続等)

第10条 塾生を辞退・退塾しようとするときは、川口市明日の農業担い手育成塾塾生辞退・退塾届(様式第4号)を塾長に提出するとともに、当該届を提出した日から30日を経過する日までの間に、研修で使用した農地を研修開始時の状態に回復させなければならない。

# (認定の取消)

- 第11条 塾長は、塾生が次の各号のいずれかに該当すると認めた ときは、第6条の審査を経て、当該塾生の認定を取り消すことが できる。
  - (1)健康を著しく害し、研修を続けることが困難となった場合
  - (2) 研修中の態度が著しく不誠実であり、かつ、改善することが 見込まれない場合
- (3) 重大な法令違反をし、刑罰を受けた場合
- (4) 研修農場等の適切な管理を怠っている場合
- (5) 研修修了後に確実に就農することが見込まれない場合

- (6) 前各号に掲げるもののほか、塾生の認定を取り消すことが適 当であると認めた場合
- 2 塾長は、前項の取り消しをしたときは、川口市明日の農業担い 手育成塾塾生認定取消通知書(様式第5号)により、当該塾生に 通知する。
- 3 前項の通知を受けた塾生は、速やかに研修で使用した農地を研修開始時の状態に回復させなければならない。

### (費用の返環)

第12条 塾長は、塾生が辞退した時(健康上の理由による場合を除く。)若しくは認定を取り消されたとき(前条第1項第1号に該当する場合を除く。)又は正当な理由なく就農しなかったときは、当該塾生に対し、研修期間中に要した費用の返還を求めることができる。

### (研修の修了)

- 第13条 塾長は、担い手塾での研修により、就農することが見込まれる塾生に対して、第6条の審査を経て、研修の修了の可否を決定する。
- 2 塾長は、前項の規定により研修の修了を決定した場合は、川口 市明日の農業担い手育成塾修了認定書(様式第6号)により、当 該塾生に通知するものとする。

### 附則

この要領は、決裁の日から施行する。